



平成 28 年 4 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 昂
代表者名 代表取締役社長 西村 道子
(JASDAQコード 9778)
問合せ先 代表取締役副社長 西村 秋
電話番号 099-227-9501

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 5 月 25 日開催予定の当社第 58 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)による改正後の会社法が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。このため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されます。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、当該変更議案提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 28 年 5 月 25 日
定款変更の効力発生予定日	平成 28 年 5 月 25 日

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 12 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条 <条文省略></p> <p>(取締役の員数) 第 20 条 当社の取締役は、<u>10 名</u>以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(取締役の選任) 第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <条文省略></p> <p style="padding-left: 2em;">3 <条文省略></p> <p>第 22 条 <条文省略></p> <p>(取締役の任期) 第 23 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 12 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条 <現行どおり></p> <p>(取締役の員数) 第 20 条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、8 名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は 3 名以上 5 名以内とし、その過半数は社外取締役する。</u></p> <p>(取締役の選任) 第 21 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <現行どおり></p> <p style="padding-left: 2em;">3 <現行どおり></p> <p>第 22 条 <現行どおり></p> <p>(取締役の任期) 第 23 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>

<p>第 24 条 < 条文省略 ></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 25 条 < 条文省略 ></p> <p>2 < 条文省略 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 27 条 < 条文省略 ></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 30 条 < 条文省略 ></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 < 条文省略 ></p> <p>2 当社は社外取締役との間で会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結</p>	<p>第 24 条 < 現行どおり ></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 25 条 < 現行どおり ></p> <p>2 < 現行どおり ></p> <p>3 <u>第 1 項の規定に関わらず、監査等委員会を選定した監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 27 条 < 現行どおり ></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 30 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 31 条 < 現行どおり ></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 32 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 33 条 < 現行どおり ></p> <p>2 当社は<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合</p>
--	---

することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第33条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第34条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第34条 当社は監査等委員会を置く。

< 削 除 >

< 削 除 >

< 削 除 >

< 削 除 >

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第36条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

<p>第 41 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 42 条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は社外監査役との間で会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>第 38 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p><削 除></p> <p><削 除></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人)</p> <p>第 44 条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第 45 条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 46 条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 47 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 48 条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人)</p> <p>第 39 条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第 40 条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 41 条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 43 条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 49 条 <条文省略></p> <p>(期末配当金及び中間配当金)</p> <p>第 50 条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 44 条 <現行どおり></p> <p>(期末配当金及び中間配当金)</p> <p>第 45 条 <現行どおり></p>

<p>(期末配当金等の除斥期間) 第 51 条 <条文省略>。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(期末配当金等の除斥期間) 第 46 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 <u>当社は、第 5 8 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することが出来る。</u></p> <p>2 <u>第 5 8 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 4 3 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>
--	--

以 上